

○ 公益財団法人守山市文化体育振興事業団役員
等の報酬等の支給の基準に関する規則

制定 平成23年6月30日

規則第2号

最近改正 平成30年5月31日

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人守山市文化体育振興事業団定款（以下「定款」という。）第13条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、定款の例による。

(報酬等の区分)

第3条 役員等の報酬等は、理事長にあつては月額報酬及び賞与、常務理事にあつては月額報酬、賞与及び通勤手当とし、非常勤役員等（理事長及び常務理事を除く役員並びに評議員をいう。以下同じ。）については、日当とする。

(事業年度の報酬総額)

第4条 前条に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。ただし、評議員については、定款第13条で定める総額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第5条 理事長及び常務理事の月額報酬及び賞与は、別表に定める総額の範囲内において、理事会で決定する。

- 2 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 理事長及び常務理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 理事長及び常務理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第6条 通勤手当の月額は、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

(日当の算定方法)

第7条 非常勤役員等の日当は、守山市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年守山市条例第5号）第2条に規定する特別職の職員の指定管理者候補者選定委員会委員の報酬と同額とする。

(支給方法)

第8条 役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- 2 役員等がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- 3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は、守山市職員等の例による。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うものとする。

(変更)

第9条 この規則は、定款第15条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

付 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則（平成28年10月24日規則第1号・一部改正）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

付 則（平成30年5月31日規則第1号・一部改正）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限金額
理事長	500万円
常務理事	500万円

(平28規則1・平30規則1・一部改正)